

平成21年8月1日
堺市

地域建設業経営強化融資制度の運用について

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅建設業者が、本市の発注した工事において、国土交通省創設の「地域建設業経営強化融資制度」を利用できるよう、工事請負契約書第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金の債権譲渡の承諾に関し、次のとおり運用を開始します。

1 制度の概要

本制度は融資を希望する中小・中堅建設業者が、本市から書面による承諾を得て、工事請負代金債権を(株)建設総合サービス(「8 債権譲渡先」を参照)に対して譲渡し、工事請負代金債権を担保に次の融資を受けることができる制度です。

(1) 工事の出来高部分

(株)建設総合サービスからの融資((財)建設業振興基金の債務保証を受けて行う転貸融資)

(2) 工事の出来高を超える部分

金融機関からの融資(保証事業会社が債務保証。ただし、前払金保証契約を締結した工事が対象)

2 運用期間

平成21年8月1日から平成23年3月31日まで

3 対象となる建設業者

本市と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者

※ 中小・中堅建設業者とは、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の元請建設業者

4 対象となる工事

本市が発注した予定価格が250万円を超える工事で、出来高が2分の1以上のもの
ただし、次の工事については、対象外とします。

(1) 低入札価格調査の対象となった工事

(2) 単価契約を行った工事

(3) 公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限り。)を付した工事のうち、本市が役務保証を必要とする工事

- (4) 複数年度にわたる工事
ただし、次の工事は除きます。
* 最終年度であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
* 債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事
- (5) その他、請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

5 債権譲渡の範囲

- (1) 本件請負工事が完成した場合
出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②部分払金、③本件工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額
- (2) 本件請負工事が解除された場合
出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②部分払金、③本件工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額
- (3) 請負代金額に増減が生じた場合
請負代金額の増減に連動して、債権譲渡額も増減するものとします。

6 債権譲渡が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、次の二つを担保するものです。

- (1) (株)建設総合サービスの中小・中堅建設業者に対する貸付金
- (2) 保証事業会社が中小・中堅建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権
* (株)建設総合サービス又は保証事業会社が中小・中堅建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

7 債権譲渡を承諾する時点

当該請負契約の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降となります。
なお、承諾に当たっての出来高の確認は、原則として、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書により行います。

8 債権譲渡先

(株)建設総合サービス (西日本建設業保証(株)の100%出資子会社)

住所 大阪市西区立売堀 2-1-2

電話 06-6543-2848

- * 上記以外にも事業共同組合等又は一定の要件を満たす民間事業者があり、別添の地域建設業経営強化融資制度のフロー図では、「事業共同組合等又は一定の民間事業者」となっていますが、本市においては、当分の間、(株)建設総合サービスとします。

9 留意事項

本制度の趣旨に鑑み、融資を受けた資金は、本件請負工事に係る下請代金及び資材代金等の支払に充当し、下請負人等への支払に支障をきたさないようにしてください。

また、下請契約に当たっては、着工前に建設業法に定める一定の事項を記載した書面を作成するなど、「建設業法令遵守ガイドライン―元請負人と下請負人の関係に係る留意点―」（国土交通省総合政策局建設業課）に沿った対応をしてください。

10 具体的な申請方法等

具体的な申請方法等についてはこちらをご覧ください。

「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領」

URL : http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_keiyaku/kisokuyoukou.html

11 申請前の変更契約

既に契約している工事については、申請の前に、工事請負契約書第5条第1項中に、次の文言を追加する変更契約の締結が必要になります。

変更契約の手続については、「12 問い合わせ先」までご連絡ください。

（追加する文言）

*ただし、乙が工事に係る請負代金債権を担保として「地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号）により資金を借り入れようとする場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

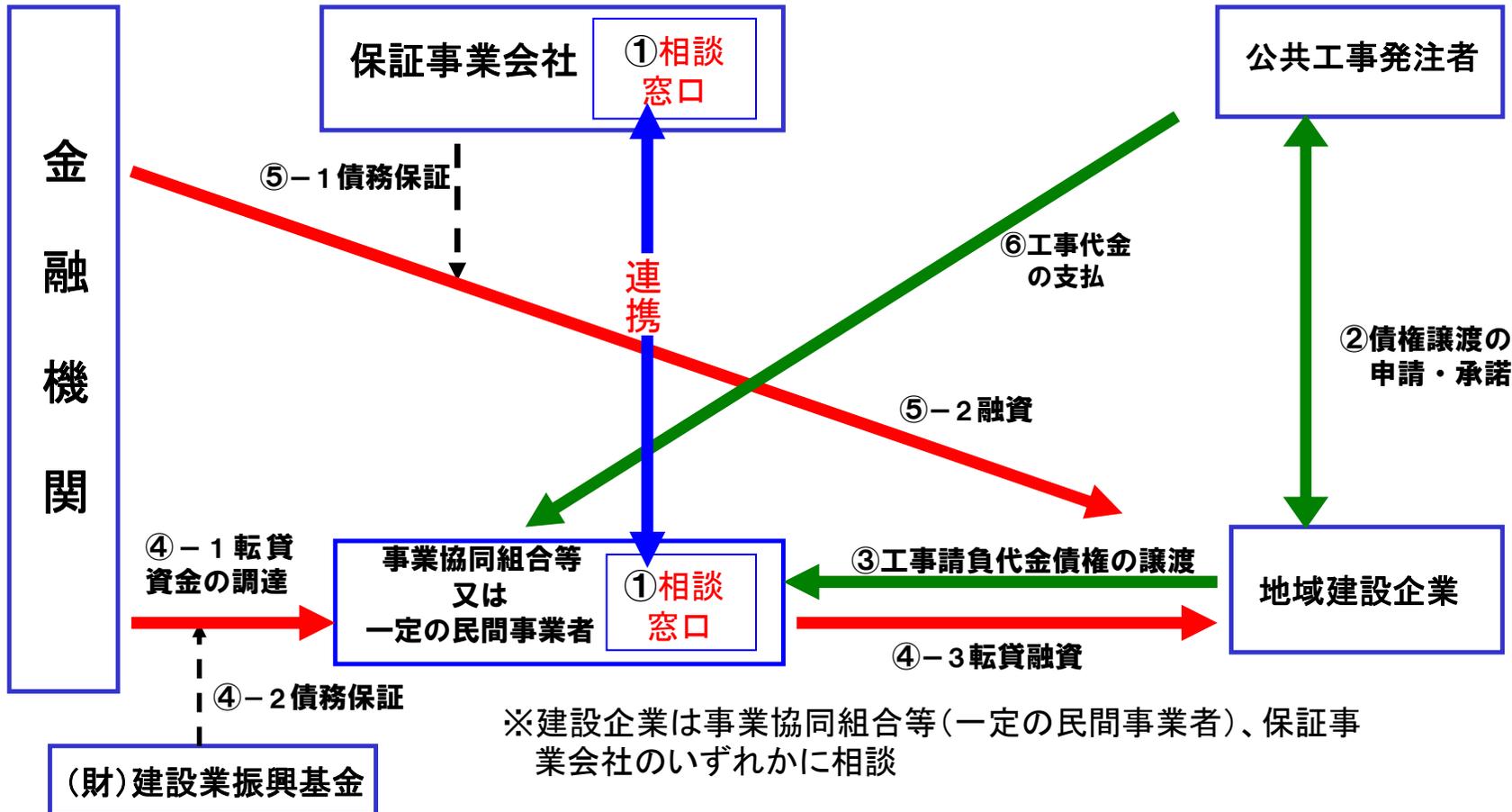
12 問い合わせ先

堺市理財局理財部契約課契約係

電話：072-228-7472

地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



※建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資

地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ

